

保健所庁舎整備事業

令和4年度 大規模事業評価

令和4年9月27日
健康局保健所

各ページの説明

 調書記載内容の説明ページ

 参考資料

本事業の概要) きっかけ

○新型コロナウイルス感染症（以下、コロナという）対策拡充に伴う**人員強化により、コロナ関連の事務スペースが分散し、業務効率の低下が否めず、このままでは今後の大規模感染症対策に懸念**

○分散している保健所の課等の**執務スペースと、一定規模の感染症対応の執務スペースを集約した施設の必要性を強く認識**

【新保健所、保健所の通常の事務スペースとコロナ関連の事務スペースの所在】



中央卸売市場本場
業務管理棟
コロナ



船場センタービル

課等(2課+1検査所)
+コロナ



あべのメディックス
課等3課+コロナ



職員人材開発センター
コロナ

事業目的) 戦略会議 (R3.11.17) ①保健所体制及び全市的応援体制の検討

○決定事項

- ・ 1保健所と24区保健福祉センターによる地域保健体制のもと大規模感染症に対応（保健所の複数設置との比較検討等）
- ・ 感染拡大時に緊急参集が迅速にできる全市的体制を構築
- ・ **1か所で大規模感染症や平常時の研修等にも対応可能な保健所の移転候補施設として「ヴィアーレ大阪」を選定（p 3参照）**

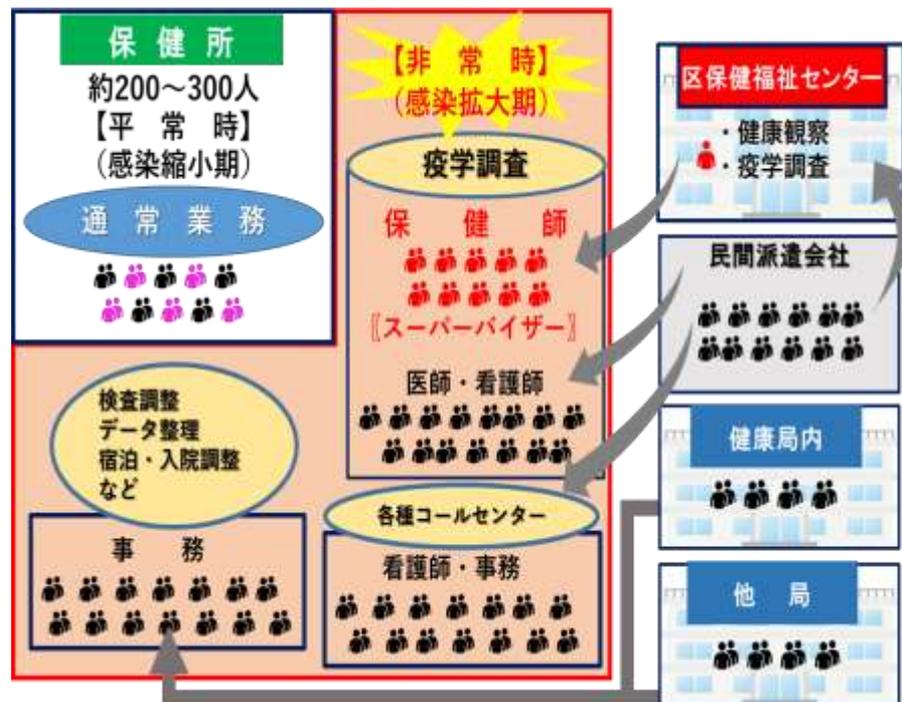
【保健所体制の検討】

	複数設置（1保健所を分割）	1保健所
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する地域が限られるため、1保健所あたりの作業量は減る（⇒ただし、人員を増やさないとぎりぎり職員1人あたりの負担軽減にはつながらない） ・ 地域の実情を踏まえた感染症予防、啓発等の取組が可能（⇒ただし、各区保健福祉センターとの関係性の再整理が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一元的な指揮命令系統のもと、非常時でも効率的・効果的かつ迅速に対策を実施することが可能 ・ 複数か所の施設整備や、それに伴う人員増にかかるコストが不要 ・ 医療職等が分散されないため人材育成力やスキル・レベルの維持・向上が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模感染拡大時(非常時)における一元管理(指揮命令・情報管理)が難しくなる⇒新設部署必要 ・ 平常時から複数か所の施設整備が必要となり、それに伴う人員増にかかるコストの増加 ・ 医療職等の分散による人材育成力やスキル・レベルの低下(組織力の低下) ・ 各保健所間で施策や対応に差が生じる可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1保健所で市域全体を所管するため、非常時の負担が増大する（⇒応援・派遣で補充） ・ 複数設置案に比べて、地域の実情を踏まえた取組や身近なサービス提供といった観点においてやや劣る（⇒24区保健福祉センターにおいて補充）

1保健所体制の方が優位性がある(メリットが大きくデメリットが小さい)

引き続き、1保健所・24区保健福祉センター体制により、大規模感染症への対応力強化を図る

【全市的体制のイメージ】



本事業の概要) 戦略会議② 新保健所に求められる要件の比較

○まとまった床面積が使用できる市内中心部の市有施設から、求められる要件について比較検討し、総合的評価により「ヴィアーレ大阪」を移転先の候補として決定

要件 (前記 P9,(4)-2より)	ヴィアーレ大阪 (中央区安土町3-1-3)	中央卸売市場本場・業務管理棟 (福島区野田1-1-86)	阿波座センタービル (西区立売堀4-10-18)	あべのメディックス (阿倍野区旭町1-2-7)
①執務スペース(注1) ②研修等スペース	○ 約6,500㎡ ※用途変更のため、使用可能面積は要精査	△ 約5,000㎡ ※他のテナントにより執務室が分散 ※保健所全体(6,000㎡)に必要なスペースは不足	x 約2,000㎡	約2,500㎡
③駐車スペース	○ 専用駐車場あり	△ 有料駐車場あり	△ 有料駐車場あり	有料駐車場あり
④交通利便性	○ 本庁舎から地下鉄で1駅 ※非常時においても徒歩での往来が可能	△ 本庁舎から地下鉄で7駅(乗り換えあり) ※最寄り駅まで徒歩で10分以上要する	○ 本庁舎から地下鉄で2駅(乗り換えあり)	本庁舎から地下鉄で6駅
⑤使用可能時間	○ 本市施設であるため使用時間等の面でも柔軟な運営が可能(住宅と調整が必要な場合もあり)	△ 同施設内に他の使用者がいるため調整が必要	△ 同施設内に他の使用者がいるため調整が必要	同施設内に他の使用者がいるため調整が必要
⑥コスト	△ ・賃借料なし ・ホテル仕様のため大規模改修工事に相応の負担がかかる(租い試算 12~15億円)(注2)	△ ・賃借料(企業会計のため発生)年間 約2億3千万円 ・事務所仕様のため軽微な改修で済む	△ ・賃借料なし ・大規模な設備改修が必要	△ ・賃借料 年間 約1億3千万円 (参考) 仮に、6,000㎡なら約3億1千万円
総合的な評価	○ ・必要面積を確保することができ、利便性も高く、使用可能時間でも利点がある	△ ・必要面積は確保できるが、(保健所設置の観点から)他の施設に比べて交通の利便性が劣る	x ・執務スペースが現行と比べて不足する	△ ・執務スペースの不足

要件)

①【執務スペース】分散している保健所執務室を1か所に集約し、大規模感染拡大時にも1か所で一連の対応業務が行えるスペースが確保できること。
⇒大規模感染症対応では約4,000㎡以上が必要(保健所機能全体では6,000㎡以上)

②【研修等スペース】平常時における人材育成をはじめとする各種研修や、関係機関・事業者等との各種会議、市民向けセミナー等について、感染対策に留意し実施するための、余裕のあるスペースが確保できること。

③【駐車スペース】患者搬送車を含む公用車の駐車スペースが確保できること。

④【交通利便性】派遣職員等、従事者確保の観点から市内中心部で利便性が高く、かつ本庁舎との連携がよいこと。

⑤【使用可能時間】24時間・365日の使用が可能であること。

⑥【コスト】賃借料や改修費などコストが大幅な増にならないこと。

注1:「執務スペース」は、いずれの面積も概算 注2: ヴィアーレ大阪の改修工事費は、賃借料が不要となるため(仮にあべのメディックスを6,000㎡借りた場合には3億1千万円)、10年程度で回収の見込み

ヴィアーレ大阪の概要

○安土町複合施設の一部（主に1階～7階）として平成13年に竣工。大阪市所有の職員の福利厚生施設で、ホテル・レストランなど職員以外の利用も可能

○有効活用検討業務委託を実施し、売却・賃貸、その他の活用が困難であるとの結果に加え、コロナ禍による利用客の減少及び今後の需要も見通せない状況から市が自ら使用することが最適であると判断。ホテルは令和5年2月末で閉館

○複合施設の他の区分所有者は大阪市（建設局）が地下1階～地下3階を市営駐車場として、大阪市住宅供給公社が8階から15階を賃貸住宅として活用

【安土町複合施設の概要】

(所在地) 大阪市中央区安土町3丁目10-1外
 (土地) 3,528.12㎡ 所有者：大阪市（建設局）
 (建物) 2001年3月竣工

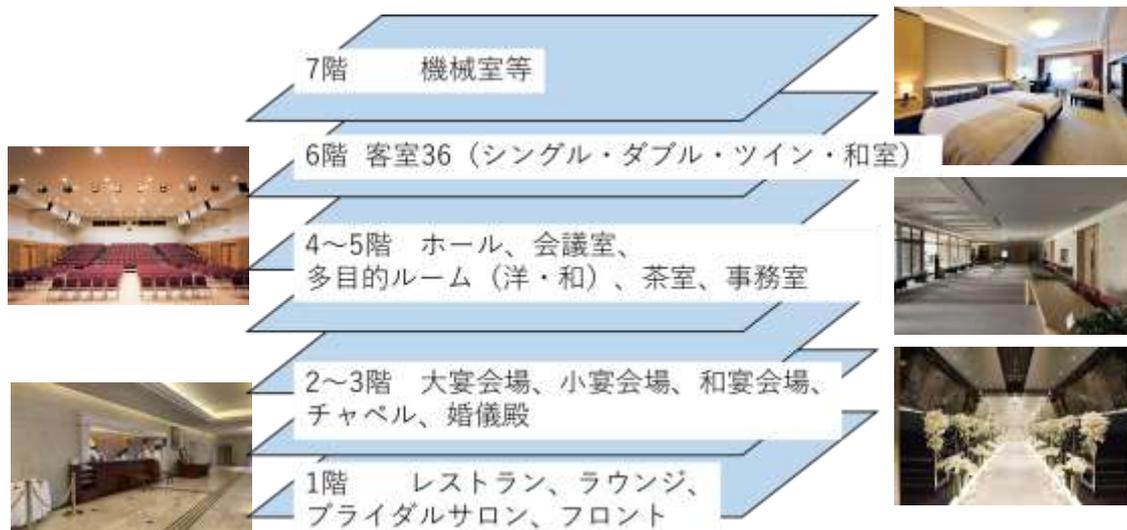
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 地上15階、地下3階
 延床面積 25,273.49㎡



1階～7階が
ヴィアーレ大阪

【ヴィアーレ大阪の現況】

(延床面積) 10,493.88㎡（主に1階～7階/共有部含む）



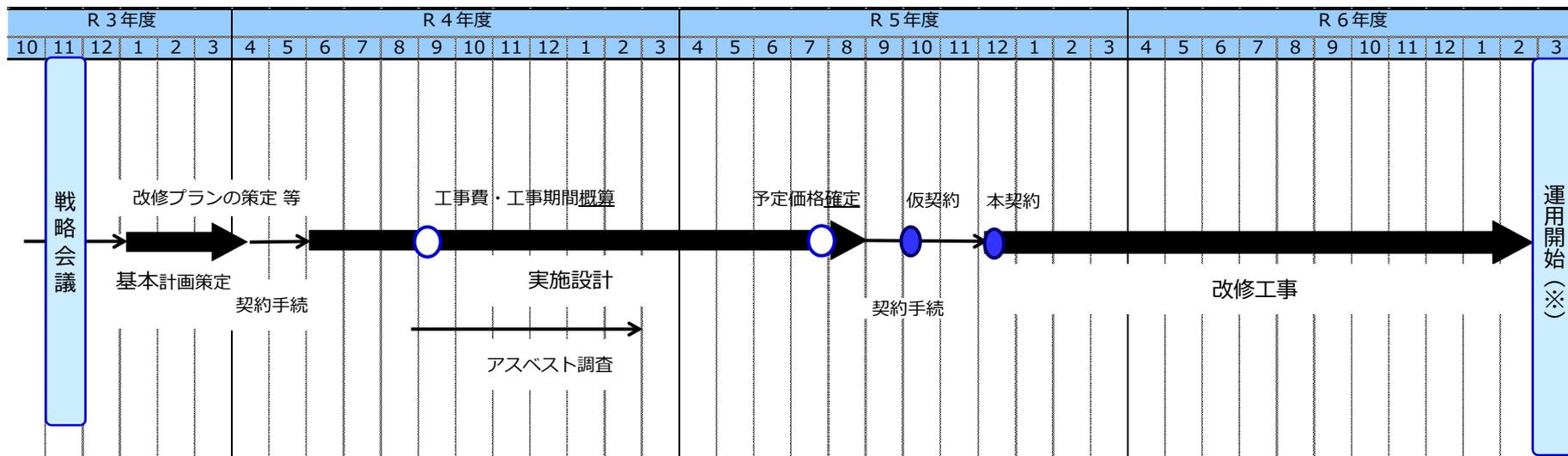
事業内容・事業実施体制・事業スケジュール

○事業内容 他用途との合築建物で、現在ホテルとして運用している「ヴィアーレ大阪」を事務所に転用するための改修工事を実施

○事業スケジュール 万国博覧会前に運用を開始するため、設計業務の効率化や改修工事の工期短縮化を検討（段階的な運用開始となる場合もある）

○事業実施体制 改修工事は国土交通省公共建築工事積算基準等に基づき工事費を算定し、競争入札で受注者を決定。基本計画、実施設計、工事監理は簡易型プロポーザルで委託事業者を決定

【現時点での事業スケジュール】 今後変更の可能性有り



※改修内容によっては段階的な運用開始となる場合がある。

事業規模

【事業規模】

土地：3,528.12㎡

建物（延床面積）：10,493.88㎡

（うち事務所等に転用可能な面積は約5,500㎡）

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上15階・地下3階のうち、主に1階～7階

【事業費等】

[全体事業費]

（事業費内訳）

- ・改修工事費 精査中：起債対象
- ・アスベスト調査費 240万円
- ・設計費：起債対象
 - 基本計画 1,000万円（R3実績）
 - 実施設計 1億700万円（R4契約済額）
- 工事監理費等 精査中
- ・移転費・現施設原状回復費用 精査中

[維持管理費] 精査中

保健所の概要

- 地域保健法に基づき設置**。組織は**5課、2検査所、5監視事務所**からなる。
- 全市を所轄し、広域的・専門的・技術的拠点として、各区保健福祉センターとそれぞれの役割分担と相互連携を図りながら、保健衛生行政を推進している。

【保健所の経過】

本市の動き

昭和12年度

市内初の保健所を阿倍野区に設置

昭和34年度

1区1保健所体制の完成

平成12年度

1保健所24保健センター体制に移行

保健所設置根拠法令

昭和12年度

保健所法制定（目的：国民の体位の向上）

疾病予防のための健康相談など保健上

適切な様々な指導を行う

平成6年度（平成9年度施行）

保健所法が**地域保健法に改正**

（目的：地域住民の健康の保持及び増進）

同法第4条に基づき、国が地域保健対策の

推進に関する基本的な指針を制定

【市保健所の組織（外部人材除）】

課名	業務内容	人数
管理課	保健所の運営管理及び統括、母子保健事業、難病対策事業、栄養改善事業及び公害健康被害の補償等制度、各区保健福祉センターへの業務支援	77
保健医療対策課	病院・診療所等の許可・届出、医療機関への立入検査、市内の医療法人に対する認可・届出等、保健衛生システムの運用、保健情報の収集・分析・加工・提供及び調査研究の推進、技術支援	34
感染症対策課	疫学調査、感染症発生動向調査、 新型コロナウイルス感染症 、 新型インフルエンザ などの感染症対策及び各種予防接種、エイズについて正しい知識の普及・啓発、検査体制の充実、結核定期健康診断、結核予防接種（BCG）事業及びDOTS（直接服薬確認療法）	223
環境衛生監視課	旅館・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・特定建築物・専用水道・浄化槽・化製場等に対する許可・届出、監視指導、国家戦略特別区域法に基づく認定等及び住宅宿泊事業法に基づく届出、小規模給水施設の衛生管理向上のための調査・啓発	34
食品衛生監視課	HACCPに沿った衛生管理の指導・助言、食品の取去、施設の拭き取り検査、輸入食品・広域流通食品等にかかる違反事例発生時には危害拡大防止のための措置、食品等の自主回収報告制度に関する指導・助言	13
生活衛生監視事務所	飲食店をはじめ食品関係施設の許可並びに監視指導、食品の検査や施設の拭き取り検査、食中毒の発生や違反食品の発見時の調査、理容所、美容所、クリーニング所の届出にかかる検査確認や監視指導、遊泳場及び簡易専用水道に対する監視指導	120
保健衛生検査所	感染症対策や三歳児健診に係る検査、食品関係施設の食品の検査や施設の拭き取り検査、遊泳場の水質検査及び有害家庭用品に関する検査、医療法に基づく病院立入検査（医薬品安全管理及び検査関係）	11
放射線技術検査所	各区保健福祉センターにおける結核対策、肺がん検診をはじめ、検診車での肺がん検診・乳がん検診、結核健診時のエックス線撮影検査業務、乳がん検診事業における読影センターの運営、医療法に基づく立入検査、放射線管理	15

（人数はR4.7.13時点市HPより）

感染症対策

○**感染症法（※）に基づき、本市が主体**となり、府と連携し実施

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

○古くはコレラ（明治18年に市で死者1万人超）、スペイン風邪など。新しくは後天性免疫不全症候群（HIV）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、ウエストナイル熱などの「新興感染症」、既知の感染症で再び流行する傾向の結核、マラリアなど「再興感染症」

【感染症対策の経過】

本市の動き

- ・市民病院・感染症用病院・衛生研究所の設置
- ・上下水道等の整備



左 大安研HPより
右
1929年桃山病院
(浅沼組HPより)

感染症対策法令

明治30年

伝染病予防法制定（感染症のまん延防止に重点）

平成11年

感染症法制定（国、地方自治体などが連携し、個々の国民の感染予防・治療に重点、患者の人権に配慮）

※直近では、令和4年6月に首相が日本版CDCに言及

【感染症法等で定められた本市の役割】

役割	業務内容
発生動向調査の実施	医療機関等との連携協力体制を確立し、感染症の発生情報の正確な把握と分析を行い、その結果の提供・公開
疫学調査の実施	地方衛生研究所等と連携を図り、病原体情報を収集、分析することで地域における流行状況把握や感染源及び感染経路の究明
予防接種の推進	ワクチンに関する正しい知識の普及及び予防接種の推進
対人措置の実施	必要最小限の範囲において患者の人権に配慮しながら、入院措置や就業制限など、一定の行動制限を行う対策を実施
対物措置の実施	必要最小限の範囲において個人の権利に配慮しながら、消毒、ねずみ族、昆虫の駆除、物件に対する廃棄等の措置などを実施
指定感染症・新感染症への対策	国からの技術的な指導助言を求めながら、まん延防止に必要な措置を実施。

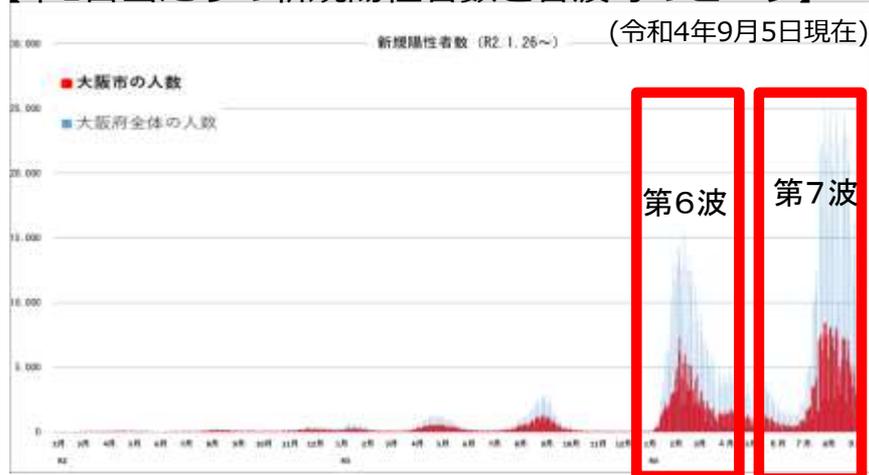
本市のコロナ対策 実施体制

○これまで感染拡大状況に応じて、対応してきたものの、**第6波では想定（1700人/日：第5波実績）を大きく上回る感染の急拡大により事務の遅れが発生**

○その後、第7波に備え、従来の枠を超えた外注範囲の見直し、執務スペースの大幅拡充、ICTツールによる業務改善に取り組み、現在の実施体制を構築

○しかし、**施設の分散により、施設間の移動などに時間的なロスが生じ、特に感染拡大時にその負担が増大する懸念は依然として存在**

【市1日当たりの新規陽性者数と各波毎のピーク】



新規陽性者発生数のピークについて

	2.1.29~	2.6.14~	2.10.10~	3.3.1~	3.6.21~	3.12.17~	4.6.25~
	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波
市	58	131	287	561	1,278	7,293	8,428
	2.4.9	2.8.7	2.11.22	3.4.27	3.9.1	4.2.5	4.7.28
府	92	255	654	1262	3,004	15,291	25,744

【現在のコロナ業務の実施場所と人数（概数で外部人材含）】

	所在する施設名	人数	主な業務内容
1	あべのメディックス	350	企画立案、患者登録入力、重症者対応、クラスター対策、相談センター（専門）、 医師常駐
2	船場センタービル	250	疫学調査、入院公費
3	職員人材開発センター	50	PCR受検等調整
4	中央卸売市場業務管理棟	250	患者登録入力（症状等詳細）・配食サービス

（委託先で業務場所を用意しているものを除く）

コロナ禍での保健所の執務スペースの推移

○全市 1 保健所体制発足時からあべのメディックスに設置され、**コロナ禍前には5課が1か所で業務を遂行**

○コロナ対策のスペースを確保するため 2 課・ 1 監視事務所を民間賃貸ビルに移転させたが、その後も感染拡大に伴う従事者数の増とともにスペースが必要となり、他の市有施設等で確保した結果、**保健所全体の面積はコロナ禍の前の約3倍に増加**

【現在の大阪市保健所：あべのメディックス】

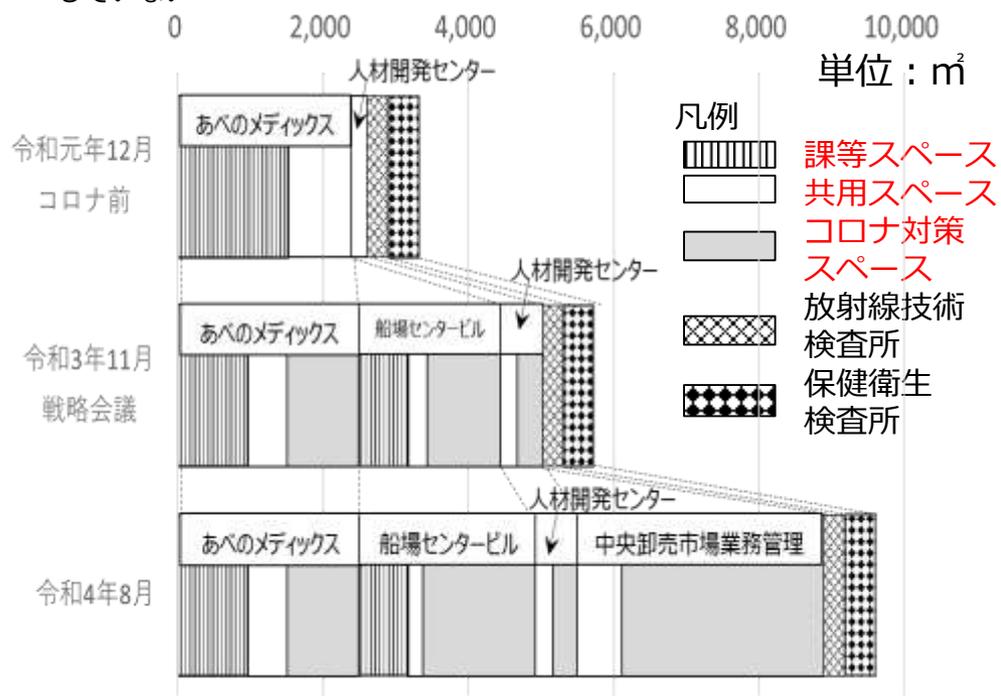


- ・鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階、地上13階、塔屋2階のうち、保健所は10階の全部、3階・4階・11階・12階の一部に所在

- ・区分所有建物であり、大阪市（都市整備局）が所有する部分もあるが、民間会社所有部分は賃貸借（約2,500㎡）

【コロナ禍での執務スペース（課等とコロナ対策）の推移】

※各監視事務所は地域ごとに所在するので、集約化の対象でないため、記載していない



事業の必要性①) 今後の新興・再興感染症対策に対する保健所の役割

○コロナ対策が終結した後も、感染症法により感染症対策は保健所の業務

○令和4年6月17日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部における決定
 「世界的な環境変化の中で、今後も感染症によるリスクはなくなるに鑑みれば、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を振り返り、次の感染症危機に備えることが重要である」

○特に本市は万博開催を控えており、国内外の人流の増加で感染症のリスクが高まる。その対策を行う保健所施設の機能向上は市民の安心安全を守るためには必須

【訪日外国人数の推移】

訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



【2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）】

開催期間：R7.4.13～R7.10.13

開催地：夢洲（大阪府大阪市）

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

（Designing Future Society for Our Lives）

サブテーマ：Saving Lives（いのちを救う）、

Empowering Lives（いのちに力を与える）、

Connecting Lives（いのちをつなぐ）

想定入場者数：約2,820万人

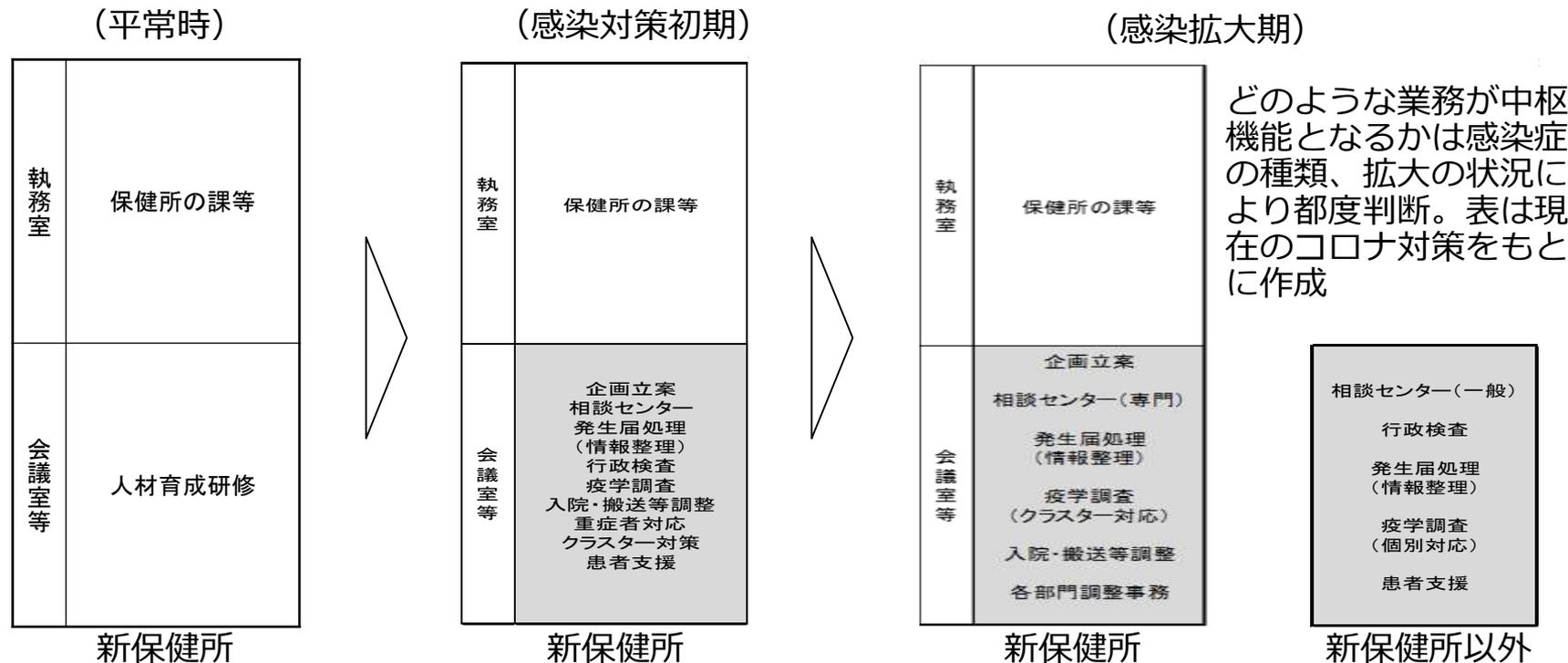


事業の必要性②) 感染症対策の中核機能と人材の育成のためのスペースの確保

○平常時は市職員に対して研修・訓練するスペースを用意する。感染症発生時はこれを転用し一元的な感染症対策のスペースとすることを想定

○第6波・第7波のコロナ対策の教訓から、感染拡大期にスペースが新保健所で一元化できなくなった場合でも、中核機能を集約していれば効果的な対策の実施が可能と判断。この場合、事務作業を中心にアウトソーシングを検討

【新興感染症にも対応できる保健所の人員体制イメージ】



事業効果の妥当性

○感染症対策スペースの一元化により、保健所長が業務全体の状況を常時俯瞰するので、滞っている工程の把握や、その解消に向けた指示が迅速化し、より適切な進捗管理が可能。また、平常時は、このスペースでの研修を応援派遣予定の市職員に対して行うことで、感染症拡大時の即戦力の人材を育成

○保健所の課等の一元化により、感染症対策課と他課との連携が強化され、疫学的な見地での業務の迅速化を見込む。さらに、移転による効果として、本庁舎や大阪健康安全基盤研究所などとの移動時間が短縮され、業務の効率化にも資する

【本市の感染症対策の応援等体制】

所属組織	想定される職種	平常時の人員確保		非常時の参集方法
		平常時の業務	参集に向けた備え	
区保健福祉センター	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 各区に増員配置（1区あたり1~2名） 平常時は、アウトリーチ等の保健サービス業務に従事 	<ul style="list-style-type: none"> 増員配置した保健師に、保健所との「兼務」を発令 兼務発令した保健師に非常時に向けた研修を実施 	業務命令
健康局内・他局	医師 保健師 薬剤師 獣医師 事務職等	<ul style="list-style-type: none"> 各所属の通常業務に従事 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ非常時に緊急参集する職員（又は人数）を定め、各局からリストを提出 参集予定職員に対し、非常時に向けた研修を実施 	応援要請 人事発令 出張応援等

【感染症対策課と保健所組織との連携強化の例】

以下のような感染症の感染経路の究明や予防対策のために連携が必要

- ・環境衛生監視課
レジオネラ症など水・浴場施設にある菌、ウイルスを原因とする感染症
- ・食品衛生監視課
O157など食品等に存在する細菌、ウイルス等を原因とする感染症
- ・放射線技術検査所
結核などエックス線画像を診断に用いる感染症
- ・保健衛生検査所
各種衛生関係の検査を要する感染症（ヴィアーレ大阪から500mに所在）